

高等教育における留学生の「不法状態」の生成
—厳格かつ緩やかな管理がもたらす影響に着目して—

The “Illegalization” of International Students in Higher Education: Focusing on the Effects of Simultaneously
Rigorous and Loose Control

土井あさひ（安田不動産株式会社）
DOI Asahi (Yasuda Real Estate Co., Ltd.)

キーワード：高等教育における留学生、就労制限、管理

1. 研究背景と目的

少子高齢化社会の到来を迎えた日本では、外国人材獲得ニーズの高まりから 2019 年に特定技能の在留資格が創設され、「将来の高度人材」としての留学生受け入れ拡大への期待も高まるなど、外国人労働者の受け入れが進みつつある。特に留学生に関しては、留学生 30 万人計画が 2019 年に達成され、新型コロナの影響で一時的に低迷したものの 2022 年 5 月 1 日現在の留学生数は 23 万人を超える。このように留学生受入政策が進む中、「偽装留学生」などと呼ばれ、「学びよりも働くことを優先させている」とされる留学生の「不法就労」も近年注目されるようになった（鈴木江理子、2017; 出入国在留管理庁、2023）。こうした留学生の「不法性」に関しては、日本語教育機関（以下、日本語学校）を経験した学生に関する研究が多く、彼らが来日時から送金や借金返済といった目的及び必要性を持っていることが、その主な要因とされてきた。その一方で、大学のような高等教育機関に留学する学生の「不法状態」とその要因に関しては、十分に研究がなされているとは言えない。

このような背景から、本報告では高等教育における留学生を対象とする。これまでは労働を目的に、あるいは悪質なブローカーや日本語学校を介して来日することから、留学生に課された週 28 時間の労働時間を超えていると見られてきた（出井康博、2016; 加藤丈太郎、2022 など）が、実際には未来の高度人材として奨学金を得て留学している学生も、超過就労に至り「不法状態」に陥る。そこで本報告では、「高等教育の学生をも『不法』たらしめる制度的要因とは何か？」という問いからスタートし、留学生の「不法化」の要因となる就労制限の制度面・運用面の問題点を、元留学生の実体験や政策文書等を通じて分析し、そのことから生み出される「曖昧な不法性」が留学生に与える影響を明らかにする。

2. 研究の方法

留学生政策の全体像やその実践の場としての X 大学、B 県、A 市にまつわる資料など複数の文献資料を参照しつつ、X 大学に正規留学をしていた卒業生と教員、計 6 名にインタビューを行った。

インタビュー調査に関しては、X 大学に正規留学をしていた卒業生 5 名と教員 1 名にオンラインで 1~2 時間程度の半構造化インタビューを実施した。卒業生に対する質問は主に、①X 大学やその他高校・大学院時代の留学経験について、②日本での就労経験について、③多方面による就労時間等の管理についての 3 つのテーマに沿って行った。教員に対する質問は、①学生とのかかわり方、②学生の特徴や超過就労の状況、③X 大学の狙いや留学生政策との関わり、④X 大学の地域との関わりを中心とした内容で行った。

3. 結果と考察

調査から、以下の 5 つの事項が確認できた。第一に、本研究の協力者は、「戦略的に受け入れるべき人材」として奨学金を受給することを前提に来日し、海外にいる家族への送金や仲介業者への借金の返済の必要がない

にもかかわらず、超過就労を経験していたが、それは、数週間、あるいは数か月単位という一時的かつ非連続的な超過就労であった。第二に、その背景には、試験期間や就職活動などの就労が難しい期間、または特定活動ビザの取得を待つ間などの就労が禁止される期間があり、それに備えて生活費を稼ぐ必要があったが、ひと月や一年ではなく週に 28 時間という、短い期間で計算される一律の就労制限により、週の制限を超えてしまうという状況があった。第三に、週 28 時間の就労制限は、週のどの曜日から計算しても超えてはいけないことや、留学生の在籍管理が大学にも厳しく求められていることから、厳格に管理されているようにも見える。しかし実際には、市役所、大学、アルバイト先によって、厳格に見えつつも緩やかな管理が行われており、留学生の超過就労が多くの場合見逃されている。四点目は、緩やかな管理により、市役所、大学、アルバイト先に超過就労がどの程度見逃され、見逃されないのか不明瞭になっていたということである。その結果として、学生は「合法」と「不法」の境を探りながら超過就労を経験していた。また、留学生が経験する「不法性」の厳格でありながら曖昧な管理には、地域の文脈も重要な役割を果たしていた（五点目）。観光都市を目指す A 市において、英語力や国際対応力のある留学生とその労働は、A 市の大学や地域の飲食店、宿泊施設において欠かせないものであった。

以上の結果から、高等教育における一部の留学生が、奨学金を受給していながらも、生活費のために、一時的で短期的かつ非連続的な超過就労を経験せざるを得ない状況にあるということ、そしてそれがアクターや場合によっては厳格に、あるいは緩やかに管理されることが分かった。このように、留学生は「不法状態」を経験しながらもそれがある程度黙認されている点で、「合法」と「不法」の狭間にいる。この事実により、留学生がその「不法性」をはぐらかすことができている一方で、搾取されやすい環境にあると考察する。彼らは、どこで、何により管理されているかが不明瞭なまま、警戒しながら超過就労を行っている。つまり、実際には超過就労が見逃されると同時に、市役所、大学、アルバイト先、そして国家などの管理対象であることを強く自覚させられていると言える。加えて、彼らは、地域の活性化や国際化のためにその能力を重宝されながらも、場合によっては代替可能かつ短期的な労働力として使われ、さらには冷遇を受けるなど、搾取されている。つまり、ある時には地域に必要な高度人材、ある時には「不法就労」をする外国人労働者として使い分けられる存在になっている。このように都合によって、「望ましい」学生と「望ましくない」学生に振り分けられる状況は、De Genova (2002) の表現を借りると、「disposable な (使い捨ての)」高等教育の留学生の姿を露わにしていると言えるだろう。

参考文献

- 出井康博, 2016, 『ルポ ニッポン絶望工場』講談社+α新書.
- 加藤丈太郎, 2022, 『日本の「非正規移民」——「不法性」はいかにつくられ、維持されるか』早稲田大学アジア太平洋研究センター研究叢書.
- 出入国在留管理庁, 2023, 「2023 年版『出入国在留管理』日本語版」, 出入国在留管理庁ホームページ, (2023 年 12 月 28 日取得, https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00082.html).
- 鈴木江理子, 2017, 「外国人選別政策の展開——進行する選別的排除」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会, 310-36.
- De Genova, Nicholas P., 2002, “Migrant ‘Illegality’ and Deportability in Everyday Life,” *Annual Review of Anthropology*, 31: 419-47.